

令和7年度第1回茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会 会議録

議題	<p>1 委員長、職務代理者の選出について</p> <p>2 茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会における会議録の作成及び公表について</p> <p>3 事業概要について</p> <p>4 事業スケジュール及び事業者募集の骨子について</p> <p>5 その他</p>
日時	令和7年9月11日（木）10時00分から11時40分まで
場所	茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 E会議室
出席者氏名	<p>【出席委員】 卯月委員長、三友委員、北村委員、園川委員、三觜委員</p> <p>【欠席委員】 山本委員</p> <p>【事務局】（経 済 部）吉川部長 （拠点整備課）藤間課長、沼田主幹、曲渕主幹、大森主査、松波副主査、和田副主査</p> <p>【中海岸普通財産及び西浜駐車場跡地活用事業者選定アドバイザー業務委託受託事業者】（株式会社長大）山田、町井、石橋</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会規則 ・資料2 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱（抜粋） ・資料3 茅ヶ崎市情報公開条例（抜粋） ・資料4 茅ヶ崎市中海岸普通財産及び西浜駐車場跡地活用事業概要 ・参 考 茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会委員名簿 ・その他 募集要項（案）、事業者選定基準（案）
会議の公開 ・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号
傍聴者数	2名（議題2まで）

○事務局

これより、令和7年度第1回茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会を開催いたします。はじめに、吉川経済部長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

おはようございます。経済部長の吉川と申します。この度は、茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、当委員会へご出席いただきましたことについて、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、茅ヶ崎海岸グランドプランにつきましては、茅ヶ崎漁港周辺の土地利用をどのように進めていくのかという方針を定めたものでございます。平成19年に策定し、約20年が経過しようとしており、これまで公衆トイレや漁港駐車場の整備等といった部分的な整備は行われてきたものの、なかなか面的な整備、グランドプランというエリア全体での整備が進まなかったというのが現状でございます。

そのような中、神奈川県が所有するC地区について、県と交渉を重ねてきた結果、市が購入できる運びとなりました。このことを契機といたしまして、グランドプランを面的に推進していきたいと考えております。事業推進にあたっては、民間活力を導入し、民間の柔軟なアイデア、創意工夫を投じていきながら、この魅力ある茅ヶ崎の顔とも言える場所、市民の憩いの場所、観光スポットでもあるこの場所で、さらなる魅力の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、各専門的立場からご意見やご議論をしていただきたいと思いますので、今年度末にかけて事業者選定を含め、何かとご負担をおかけすることになりますけれども、お力添えいただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、お配りしております資料1をご覧ください。本委員会規則の第5条第2項の規定に「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」と規定しております。本日の委員会は、欠席者が1名、出席者が5名であり、委員会規則第5条第2項の規定を充足しております。したがって、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、AI議事録作成支援システムを導入しており、皆様の席の前にマイクが設置されています。つきましては、発言の際には発言前にボタンを押してからご発言いただき、発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願いいたします。

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

(職員の自己紹介)

○事務局

以上、部長並びに拠点整備課職員6名で事務局を務めさせていただきます。

また、本日は事業者選定にあたりアドバイザー業務委託を受注している株式会社長大の方々も出席しております。自己紹介をお願いいたします。

(株式会社長大の自己紹介)

○事務局

それでは、委員の皆様より、自己紹介をお願いいたします。

(委員の自己紹介)

○事務局

皆様ありがとうございました。

それでは、議題に移らせていただきます。議題1「委員長、職務代理者の選出について」、委嘱後初めての委員会となるため、委員長の選任をお願いしたいと思います。委員長の選任は、本委員会規則第4条第1項の規定により、委員の互選ということになっております。もし、自薦、他薦等ないようでしたら、事務局案を提案させていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○事務局

それでは、事務局案を提案させていただきます。事務局といたしましては、茅ヶ崎海岸グランドプラン策定当時の茅ヶ崎市景観まちづくり審議会会長を務め、過去の経過や地域特性を熟知するとともに、建築計画や都市計画などを研究分野とする卯月委員を推薦したいと考えておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○事務局

全員賛成と認めますので、委員長を卯月委員にお願いしたいと思います。それでは、委員長が選任されましたので、本委員会規則第5条第1項の規定により、これより本会議の議長は卯月委員にお願いいたします。

それでは、卯月委員、委員長席へご移動をお願いいたします。

(委員長席へ移動)

○事務局

次に、本委員会規則第4条第3項の規定により、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理するとなっておりますが、いかがでしょうか。

○卯月委員長

本日は、初回の委員会ということもあり、ほとんどの方が初対面だと思いますので、事務局からご提案をいただきたいと考えていますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○卯月委員長

それでは、事務局からご提案いただけますでしょうか。

○事務局

それでは、事務局から提案させていただきます。茅ヶ崎市景観まちづくり審議会や茅ヶ崎市道の駅整備運営事業者選定委員会の委員として、本市の景観面や地域特性を熟知し、環境デザインを研究分野とする三友委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○卯月委員長

事務局より、三友委員のご提案がありました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○卯月委員長

それでは、本委員会規則に従いまして、本会議の委員長職務代理者を三友委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三友委員

承知しました。よろしくお願いいたします。

○卯月委員長

それでは、本日の会議について事務局より、ご説明をお願いします。

○事務局

それでは、まず初めに配布資料について確認させていただきます。

次第、資料1「茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会規則」、資料2「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱（抜粋）」、資料3「茅ヶ崎市情報公開条例（抜粋）」、資料4「茅ヶ崎市中海岸普通財産及び西浜駐車場跡地活用事業 事業概要」、参考資料「委員名簿」を配布しております。その他、募集要項（案）、事業者選定基準（案）の冊子をご用意しております。お手元に資料はございますでしょうか。よろしいでしょうか。これからの議事につきましては、卯月委員長よろしくお願いいたします。

○卯月委員長

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。議題2「茅ヶ崎海岸グランドプラン市有地活用検討委員会における会議録の作成及び公表について」事務局より、ご説明をお願いします。

○事務局

事務局よりご説明いたします。本委員会における会議録の作成及び公表についてご説明いたします。お手元にございます、資料2「茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱（抜粋）」及び資料3「茅ヶ崎市情報公開条例（抜粋）」をご覧ください。

本委員会は、事業者選定において、事業者のノウハウに関する内容を取り扱うこと、委員の皆様これまでの経験等から活発なご議論をしていただきたく、経験等における守秘義務を遵守する必要があることから、茅ヶ崎市情報公開条例第5条第3号及び第20条第2号に基づき、非公開といたします。このことから、議事録につきましても、本要綱第1

8条に基づき、45日以内に公表することとなっておりますが、第4項にて、非公開とする場合において、議事録を公表することにより、公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断される場合は、議事録に代えて、議題及び会議の要旨を公表することができることとなっております。

本委員会は非公開とすることから、優先交渉権者決定までの間は、議事録は公表せず、議題及び会議の要旨を公表することといたします。したがって、優先交渉権者が決定後に議事録、審査結果及び答申等を公表することになりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様これまでの経験に基づく守秘義務等の非公開部分に関しましては、引き続き非公開のままとします。

議事録の形式につきましては、本要綱第18条第3項に基づき、附属機関の決定によるものとしています。このことから、本議題では、議事録の作成方法についてご審議いただきたいと考えております。議事録の作成方法といたしまして、事務局としては、可能な限り詳細に記録する方法が望ましいと考え、発言者の氏名と発言の全内容を記載する方式とさせていただきたいと考えております。なお、発言者の名前は〇〇委員という形で、姓のみを記載する方法に統一したいと考えております。

なお、規則にもあるように、審議会において知り得た情報については、秘密を漏らしてはならず、委員としての職を退いた後も秘密の保持をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○卯月委員長

ただいまご説明いただいた点について、委員の方から何かご意見・ご質問等はございますか。

(意見・質問等なし)

○卯月委員長

それでは、会議録の作成と公表については、ただいまご説明のありました事務局の提案のとおりとさせていただきます。

次の議題に進みたいと思います。ここからは、事務局から話がありましたとおり非公開事項となります。議題3「事業概要について」、議題4「事業スケジュール及び事業者募集の骨子について」事務局より、ご説明をお願いいたします。

(傍聴者退出)

○事務局

議題3と議題4につきましては、相互に関連がございますので、併せてご説明いたします。お手元の資料4「茅ヶ崎市中海岸普通財産及び西浜駐車場跡地活用事業 事業概要」をご覧ください。それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料1ページ目をご覧ください。まず、本事業の考え方についてですが、本事業の背景、経緯としましては、市有財産の利活用の方針として、茅ヶ崎市では、歳入確保策の1つとして、市有財産の活用を促進するため、令和2年9月に茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針を策定いたしました。

基本方針では、民間手法を活用した事業手法により、有効活用に至っていない市有財産を資産と捉えた利活用を進めることとしております。

また、茅ヶ崎海岸グランドプランでは、貴重な資源である海岸の魅力をさらに高めるため、地区の活性化や観光・レクリエーション施設や商業施設の立地によるにぎわいのある交流拠点の創出を目指すこととしております。

本事業の方針としましては、茅ヶ崎市実施計画2025重点戦略に基づき、有効活用に至っていない中海岸普通財産（B地区）及び西浜駐車場跡地活用事業（D地区）において、民間手法により茅ヶ崎海岸グランドプランに資する利活用を進めることにより、B地区及びD地区の利活用を早期に図り、エリアとしての一体的なまちづくりを推進し、魅力ある海岸づくりに取り組むこととしております。

2ページ目をご覧ください。茅ヶ崎海岸グランドプランについてご説明いたします。茅ヶ崎海岸グランドプラン策定の経緯についてですが、本市にとって海岸は貴重な自然資源であり、観光資源でございます。漁港周辺地区は、漁港と海水浴場が隣接し、多くの観光行事や各種イベントが行われ、市民の憩いの場所となっております。過去に発生した海浜の荒廃やマンション開発問題を起因として、本地区における今後の土地利用を計画的かつ円滑に進めていくための指針として、平成18年4月に市民関係団体の代表者による茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議が発足し、平成19年3月に茅ヶ崎海岸グランドプランを策定、平成24年に改定を行いました。茅ヶ崎海岸グランドプランは地区内をエリアごとにゾーニングし、各エリアについて土地利用の方針を定めております。

3ページ目をご覧ください。対象地区の概要です。こちらはB地区の航空写真です。赤枠で囲まれた土地が対象地です。北側には国道134号線が通過しており、東側にはカフェやテナントビル、西側には結婚式場やカフェが立地しております。

4ページ目をご覧ください。こちらはD地区の航空写真です。赤枠で囲まれた土地が対象地です。北側にはマンションが立地しており、南側には防砂林が整備され、国道134号線が通過しております。

5 ページ目をご覧ください。B 地区及びD 地区の公募の進め方についてご説明いたします。市有財産の利活用方法を整理すると、令和 4 年 1 1 月に民間事業者へB 地区及びD 地区の利活用に係る市場調査を実施したところ、7 社から回答がございました。また、両地区とも利活用の可能性が高く、市場性が高い土地であると判断されました。一方で、B 地区とD 地区の事業連携は難しいとの意見もございました。

市場性が高い土地の利活用の考え方としましては、基本方針では、今後も公用・公共用施設として使用予定がなく、民間等の活用見込みがある、市場性が高い地区においては、民間への貸付・売却を検討すると設定しております。

本事業におけるB 地区及びD 地区の公募の進め方につきましては、事業手法は基本方針に基づき、事業用定期借地としての貸付または売却方式の両方を採用することとします。応募方式は、茅ヶ崎海岸グランドプランに資する土地利活用を進めるため、B 地区、D 地区それぞれに公募型プロポーザルとして提案を求め、提案の優れた民間事業者を選定することとします。

6 ページ目をご覧ください。本事業の目的ですが、グランドプランに基づき、貴重な資源である海岸の魅力をさらに高めるため、地区の活性化や観光・レクリエーション施設や商業施設の立地によるにぎわいのある交流拠点の創出を目指しており、民間活力を用いた市有地の利活用事業を行うこと。今回の公募により、グランドプランに即した事業が実施され、本市保有資産の有効な利活用とあわせて、地域活性化がより一層促進されること。この2つを事業の目的としております。

7 ページ目をご覧ください。対象地区の概要についてです。まず、B 地区についてですが、茅ヶ崎市中海岸四丁目に位置しております。面積は、現在の登記上の面積で1, 431. 07㎡です。グランドプランにおける土地利用方針としましては、アメニティゾーンとして位置づけられており、景観に配慮した観光・商業関連機能の適切な誘導、美しくやすらぎのある交流空間の整備、地域文化の振興といった方針が示されております。景観形成方針としましては、建築物の高さの制限により、眺望景観や周辺の自然環境に配慮した地区景観の形成、統一したデザインコンセプトによる地区景観の形成、地区外の視点場からの眺望を意識し、遠景に馴染む景観の形成といった方針が示されております。

次に、D 地区についてです。茅ヶ崎市南湖四丁目に位置しております。面積は、現在の登記上の面積で4, 913. 36㎡です。グランドプランにおける土地利用方針としましては、マーケットゾーンとして位置づけられており、国道134号沿道の景観や周辺住宅地への配慮、民間活力を導入し、観光・商業・市場等の茅ヶ崎漁港・海岸のまちづくりと一体となった土地利用の誘導、地域の憩いの場としての公園設置、公共・公益機能を有した空間づくりといった方針が示されております。景観形成方針としましては、建築物の高さを制限し、国道134号沿道にふさわしい景観の形成、眺望景観や周辺の自然環境に配

慮した地区景観の形成といった方針が示されております。

8 ページ目をご覧ください。対象地区の法規制や地区計画の内容です。まずは、B 地区についてです。区域区分は市街化区域、用途地域は第 1 種住居地域、建ぺい率は 60%、容積率は 200%、高度地区は第 2 種高度地区、高さの最高限度は 15メートル、防火指定は準防火地域です。

地区計画等につきましては、茅ヶ崎漁港地区地区計画、茅ヶ崎海岸・漁港周辺特別景観まちづくり地区、海岸保全区域、漁港区域、景観計画区域に指定されております。建築物の用途制限については、ホテル又は旅館、店舗、飲食店その他これらに類するもの、事務所（その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000㎡を超えるものを除く。）、水泳場、巡査派出所、公衆電話所、公衆便所その他これらに類する公益上必要な建築物、前各号の建築物に附属するものに制限されております。

次に、D 地区についてです。区域区分は市街化区域、用途地域は第 1 種住居地域、建ぺい率は 60%、容積率は 200%、高度地区は第 2 種高度地区、高さの最高限度は 15メートルですが、D 地区については、地区計画により、建物高さの最高限度が 12メートルまで制限されております。防火指定は準防火地域です。

地区計画等につきましては、茅ヶ崎漁港周辺地区地区計画、漁港区域、景観計画区域に指定されております。建築物の用途制限については、店舗、飲食店その他これらに類するもの、事務所、卸売市場、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む工場、自動車車庫、前各号の建築物に附属するものに制限されております。

9 ページ目をご覧ください。公募概要・応募者の構成についてご説明いたします。売却方式または事業用定期借地を前提とした貸付方式のいずれかを選択できます。B 地区、D 地区のいずれかを提案しても、同時に提案しても可能といたします。単一敷地での提案といたします。基準貸付料、基準売却価格については、茅ヶ崎市不動産評価委員会にて基準価格を設定し、応募者が提案した価格を土地貸付料または売却代金とします。

応募者の構成は、市内要件を重視いたします。特別目的会社（SPC）を構築することも可能といたします。企業構成は単独でも複数でも可能といたします。代表企業は、市内に本社または本店があることといたします。市内に本社、本店を置いてから、公募開始時点で 1 年以上経過していることが条件となります。構成企業につきましては、現在検討中でございます。特別目的会社（SPC）を構築する場合の条件は、代表企業の出資率はグループの中で最大といたします。設立する際は、市内に設立することといたします。

10 ページ目をご覧ください。B 地区及び D 地区に求める要件についてです。B 地区に求める要件・機能は、グランドプラン、地区整備計画の用途規制に配慮した機能といたし

ます。その他、事業者の対応事項として、前面道路における路上駐車対策や、ゴミ・ガラ・砕石・切り株及び一部残置物の処理を求めます。

D地区に求める要件・機能は、グランドプラン、地区整備計画の用途規制に配慮した機能、駐車場、レンタサイクルの中継所、防災機能（津波）とします。その他、事業者の対応事項として、ゴミ・ガラ・砕石・切り株および一部残置物の処理を求めます。市の対応事項としては、前面道路における歩道及び車乗り入れ部の整備、敷地内にあるトイレ、浄化槽等の撤去、隣接する公園の整備がございました。

11ページ目をご覧ください。契約要件についてご説明いたします。借地と売却の場合について記載しております。まず、借地の場合ですが、形態は事業用定期借地権設定契約です。期間は、事業用定期借地権設定契約締結日から10年以上30年未満としています。条件は、本業務以外での目的外使用は原則禁止（やむを得ず目的外の使用を行う場合は市と協議すること）としております。契約満了時には、借地借家法第23条の規定により、事業予定地上の建物及びその他の工作物を収去し、更地の状態で本市へ返還していただきます。鑑定評価額は現在算定中です。事業スキームは、茅ヶ崎市と民間事業者の間で事業用定期借地権設定契約を締結し、民間事業者は茅ヶ崎市に対して貸付料を納付します。所有権について、土地は茅ヶ崎市が所有し、民間事業者は、茅ヶ崎市の土地を借地します。建物は民間事業者が所有いたします。

次に、売却の場合ですが、形態は売買契約です。契約と同時に物件を引き渡します。なお、買戻し期間10年間といたします。条件は借地の場合と同様、本業務以外での目的外使用は原則禁止（やむを得ず目的外の使用を行う場合は市と協議すること）としております。また、事業計画時の内容を満たしていないと判断した場合、買戻しができるといたします。鑑定評価額は、現在算定中です。事業スキームは、茅ヶ崎市と民間事業者の間で土地売買契約を締結し、民間事業者は茅ヶ崎市に対して売却代金を納付します。所有権は土地、建物ともに民間事業者が所有いたします。

12ページ目をご覧ください。事業・契約の進め方についてです。事業提案書の提出と事業者プレゼンテーションを令和8年2月までに行い、令和8年3月上旬に優先交渉権者を決定いたします。その後、契約に向けた協議を行い、本契約を締結いたします。契約締結後、民間事業者が事業計画書を提出し、設計・施工を開始。工事完了後に供用開始といった流れになります。

13ページ目をご覧ください。事業者選定スケジュールについてです。本日、令和7年9月11日が第1回委員会となります。第2回委員会は10月1日を予定しております。10月下旬に募集要項等の公表。11月上旬に第1回目の募集要項等に関する質問の締切り。12月上旬に募集要項等に関する質問（第1回）に対する回答の公表。12月上旬に参加表明書等の受付の締切り。12月中旬に参加資格の通知。12月下旬に募集要項等に

関する質問（第2回）の締切り。令和8年1月上旬に募集要項等に関する質問（第2回）に対する回答。1月下旬に事業提案書の締切り。2月上旬に第3回委員会の開催。2月下旬に第4回委員会の開催。3月上旬に優先交渉権者の決定。3月下旬に契約といったスケジュールを予定しております。

以上で、茅ヶ崎市中海岸普通財産及び西浜駐車場跡地活用事業の事業概要について、説明を終わります。続きまして、事業者選定基準の概要について、株式会社長大よりご説明させていただきます。

○株式会社長大

それでは、説明させていただきます。14ページ目をご確認ください。審査の手順についてです。募集要項等の公表後、事業者へ参加表明書と事業提案書の提出を求めます。事業者から参加表明書を受領後、事務局にて、参加資格の有無を確認します。問題がない事業者には参加資格の通知を行い、事業提案書の提出を求めます。事業者から事業提案書を受け取った後に、提案価格と提案内容の評価を行います。価格は20点、提案は80点の割合としております。この割合については、質の高い提案内容の評価するため、この配点に設定しております。

15ページ目をご覧ください。審査基準の設定についてです。主に加算方式と除算方式の2つの方式が考えられます。加算方式は、価格点と計画点を足して評価する方法です。除算方式は、価格点を性能点で割って求める傾きで評価する方法であり、一般的に国の案件では除算方式が採用され、自治体の案件では加算方式が多く採用されています。類似案件では、加算方式の実績が多い状況となっています。また、除算方式の場合は価格点による影響範囲の裁量がきかないというところで、今回は加算方式を提案したいと考えております。

16ページ目をご覧ください。価格点の算定方法についてです。主に比率法と比例配分法という2つの方式があります。計算式は資料記載のとおりです。比率法では、一定の割合で差が生じますが、比例配分法では、小さな価格差でも大きな差が生じてしまうため、事業者のモチベーションが下がると考えられます。

例として、こちらの表に記載のとおり、仮に基準価格が1億円、A社とB社から提案があり、A社の提案価格が1億200万円、B社の提案価格が1億100万円とするとA社の得点は満点の20点となります。B社の得点は比率法ですと19.80点、比例配分法ですと10点となります。基準価格から2%高い提案価格の場合、10点の差が生じてしまう比例配分法では、小さな価格差でも大きく差がついてしまい事業者のモチベーションが下がると考えられるため、今回は比率法を提案したいと考えております。

17ページ目をご覧ください。売却案と貸付案の金額比較についてです。今回、貸付、

売却のスキームについては、応募者が選択できるものとしております。貸付、売却の選択において優劣はつけず、貸付、売却それぞれにおいて第1位を決定する方法を提案したいと考えております。算出イメージについては、表記載のとおりでございます。

18ページ目をご覧ください。提案内容の得点化についてです。今回、3段階から5段階まで評価の段階数を比較しております。一般的にこのような案件では、4段階または5段階の事例が多くあります。本事業では、提案の優劣に応じて可能な限り細かく評価が可能である5段階評価を提案したいと思っております。なお、加點評価の基準については、資料記載のとおり、A「特に優れた提案である」、B「優れた提案である」、C「やや優れた提案である」、D「標準的な提案である」、E「物足りない提案である」といった形で設定しております。説明は以上でございます。

○卯月委員長

詳しい説明ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただいた点について、委員の方から何かご意見・ご質問等はございますか。

(事業者募集の骨子等について意見交換を行った。)

○卯月委員長

よろしいですか。いくつか宿題がありましたけれども、どうぞよろしく願いいたします。それでは、議題5「その他」について事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局よりご案内させていただきます。次回の委員会は、10月1日(水)午前10時から12時まで本日と同じ会場である茅ヶ崎市役所分庁舎5階E会議室での開催を予定しております。事業者選定基準等についてご説明させていただきたいと考えております。

○卯月委員長

それでは、本日の議題はこれで終了いたします。委員の皆様どうもありがとうございました。それでは、次回もどうぞよろしく願いいたします。

—以上—